



## 第27回 葬式費用について

ぶぎん地域経済研究所 顧問税理士

杉山 秀夫 (関東信越税理士会大宮支部)

大井賀津子 (関東信越税理士会川越支部)



今年4月、夫がくも膜下出血で亡くなりましたが、緊急事態宣言下でしたので葬儀は家族だけで済ませました。コロナ問題はまだ続いています。新盆の法要は葬儀に出席できなかった親族・知人も呼び、葬儀に代わるものとして盛大に行う予定です。相続税の申告をする場合に、法要の費用は葬式費用として控除できないと聞いていますが、私のような場合であっても新盆の費用を葬式費用として控除することはできないのでしょうか。



暑い日が続いています。今年はマスクも着用しているので一層暑さが堪えますね。

今月は、葬式費用に関するご質問ですね。ご質問にお答えする前に相続税のしくみについて復習し、葬式費用についてご説明したいと思います。

### 1. 相続税のしくみ

今までにもこのコーナーでご紹介していますが、相続税は、亡くなられた方（被相続人）の財産の合計額から債務・葬式費用の合計額を控除した額が基礎控除額（3,000万円+600万円×法定相続人数）を超える場合にかかります。

この場合の葬式費用は、相続開始時にはまだ発生していない費用です。

しかし、被相続人の死亡に伴い欠くことのできない慣習である葬式の費用は、当然に必要な費用であり、社会通念上も遺産から出捐することが当然と考えられている費用であることから、相続税の計算において相続財産から控除することが認められています。

### 2. 葬式費用

では、葬式費用にはどのようなものが該当するの

でしょうか。

葬式（葬儀、葬礼、おともらいともいいます。）は、死の前後に行われる宗教的な儀礼のことをさすものとされており、宗教や地域の慣習などにより、その様式が異なります。

一般的には、仏式・神式・キリスト教式の葬式が多いようです。特に、日本では大半が仏式といわれています。普段は無宗教の方も“お葬式”というとお寺とお坊さんなんですね。

そこで、ここでは仏式のお葬式を中心に説明したいと思います。

一般的な仏式の葬式は、

- ①遺体の安置
  - ②死亡届の提出と埋葬許可書の取得
  - ③遺体の処置
  - ④僧侶が戒名をつける
  - ⑤納棺
  - ⑥通夜（僧侶による読経、喪主・参列者の焼香）
  - ⑦葬儀、告別式（僧侶による読経、喪主・参列者の焼香、弔辞、弔電披露）
  - ⑧出棺、会葬御礼
- の流れで執り行われます。



「一般的」と書きましたが、仏教にも種々の宗派があって、宗派によって、また地方によってやり方が違うようです。

最近では、葬儀会社が一手に請け負う場合が多いようですが、このような一連の流れの中で葬儀委員長（責任者）の取り決め、弔問客・参列者への対応、香典の受付、会場作り、茶菓の接待や飲食物の供应などさまざまな作業があり、またそれに伴いさまざまな費用が発生し、金銭の支出があります。

これらの支出が葬式費用となりますが、一般的には表1記載のような費用が葬式費用となります。

表1 葬式費用となるもの

1	葬式や葬送に際し、又はこれらの前において、火葬や埋葬、納骨をするためにかかった費用 (仮葬式と本葬式を行ったときにはその両方にかかった費用が認められます。)
2	遺体や遺骨の回送にかかった費用
3	葬式の前後に生じた費用で通常葬式にかかせない費用 (例えば、お通夜などにかかった費用がこれにあたります。)
4	葬式に当たりお寺などに対して読経料などのお礼をした費用
5	死体の搜索又は死体や遺骨の運搬にかかった費用

### 3. 葬式費用とならないもの

葬式費用のうちには判断に迷うものがあります。表2に記載の費用は葬式費用に混同されやすいのですが、該当しません。

特に表2-1の香典返礼費用は、遺族が受け取った香典に対する費用です。香典返しは葬式にはつきものですが、社会通念上相当と認められる額の香典

を受領しても遺族に対してなんら課税されないことになっていますので、そのお返しである香典返礼の費用は葬式費用に含まれません。

また表2-3の法事は死者の追善供養のために営まれるもので、死者を葬る儀式である葬式とは異なる儀式ですから、法事にかかる費用は葬式費用には含まれません。

表2 葬式費用に含まれないもの

1	香典返しのためにかかった費用
2	墓石や墓地の買入れのためにかかった費用や墓地を借りるためにかかった費用
3	法事などのためにかかった費用

### 4. 葬式費用が控除できる人

原則として、相続人や包括受遺者（相続人以外の者で遺言により「遺産の〇〇%」というように割合を指定され遺産を取得する者）が葬式費用を負担し場合は、その負担した分を相続財産から控除することができます。

相続人であっても、その相続人と被相続人とのいずれもが海外に5年以上居住しており「制限納税義務者」に該当する場合には葬式費用は控除できません。

また、相続を放棄した者、相続権を失った者は相続人ではないので、それらの者が負担した葬式費用は他の誰からも控除できません。ただし、これらの者が遺贈により財産を取得しているときは、控除できます。

### 5. ご質問の場合

ご質問は、「葬儀にかえて」盛大に執り行う新盆の費用についてですが、そもそも新盆とは、四十九日後初めてのお盆のことですから、葬儀に代え盛大に執り行われたとしても、新盆の法要と死者を弔う葬儀と同一視することはできません。

したがって相続財産からの控除はできません。